（別紙）

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱　新旧対照表

改　正　後

別　紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第１（略）

第２　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

１（略）

（定　義）

２　第２において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区　分	大　分　類	中　分　類	小　分　類
（１）～（10）　（略）	（略）	（略）	（略）
（11）生活保護法第 30 条に規定する日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
（12）上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

現　行

別　紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第１（略）

第２　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

１（略）

（定　義）

２　第２において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区　分	大　分　類	中　分　類	小　分　類
（１）～（10）　（略）	（略）	（略）	（略）
（11）上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

改　　正　　後

３　第２において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

（１）第２の２の表第１号、第２号、第１１号及び第１２号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第９号の施設の場合　（略）

（２）～（５）　（略）

（交付の対象）

４　整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
（１）～（10）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（11）日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３
（12）その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３

５（略）

現　　行

３　第２において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

（１）第２の２の表第１号、第２号及び第１１号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第９号の施設の場合　（略）

（２）～（５）　（略）

（交付の対象）

４　整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
（１）～（10）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（11）その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	３／４	２／３

５（略）

改　　正　　後	現　　行
（交付額の算定方法） ６　（１）ア～ウ　（略） エ　ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。 （ア）～（イ）（略） （ウ）　地域交流スペースに係る基準額 ａ　防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（ｂの場合を除く。）２６，０００千円（初度設備相当を併せて整備する場合は２７，４００千円） ｂ　防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合３６，０８０千円（初度設備相当を併せて整備する場合は３７，４８０千円） ｃ　防災拠点型地域交流スペースの場合（ｄの場合を除く。）３５，２００千円（初度設備相当を併せて整備する場合は３８，９６０千円） ｄ　防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１２条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、４９，７９０千円（初	（交付額の算定方法） ６　（１）ア～ウ　（略） エ　ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。 （ア）～（イ）（略） （ウ）　地域交流スペースに係る基準額 ａ　防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（ｂの場合を除く。）２５，６００千円（初度設備相当を併せて整備する場合は２６，９８０千円） ｂ　防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合３５，４５０千円（初度設備相当を併せて整備する場合は３６，８３０千円） ｃ　防災拠点型地域交流スペースの場合（ｄの場合を除く。）３４，６００千円（初度設備相当を併せて整備する場合は３８，３００千円） ｄ　防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１２条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、４８，９１０千円（初

改　　正　　後	現　　行
度設備相当を併せて整備する場合は５３，５５０千円） （エ）（略） （２）～（３）（略） ７～１５　（略） 別表１－１ 算　定　基　準 【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備	度設備相当を併せて整備する場合は５２，６１０千円） （エ）（略） （２）～（３）（略） ７～１５　（略） 別表１－１ 算　定　基　準 【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

１種目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	ア～エ　（略） オ　積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、１施設当たり51,600	（略）

１種目	２　基　準　額	３　対　象　経　費
本体工事費	ア～エ　（略） オ　積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、１施設当たり50,700	（略）

改正後			現行		
	,000円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には１施設当たり57,300,000円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「51,600,000」を「68,400,000」、「57,300,000」を「76,000,000」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ　（略）			,000円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には１施設当たり56,300,000円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「50,700,000」を「67,200,000」、「56,300,000」を「74,700,000」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ　（略）	
以下、表（略）			以下、表（略）		

別表１－２～１－３　（略）

別表１－２～１－３　（略）

改　　正　　後

別表２－１

令和3年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施設の種類				
救護施設	本体		都市部	5,960,000
			標準	5,680,000
		初度設備加算		87,000
	個室整備加算		都市部	417,000
			標準	397,000
更生施設	本体		都市部	5,960,000
			標準	5,680,000
		初度設備加算		87,000
	個室整備加算		都市部	417,000
			標準	397,000
授産施設			都市部	2,580,000
			標準	2,460,000
		初度設備加算		87,000
宿所提供施設			都市部	2,050,000
			標準	1,950,000
		初度設備加算		87,000
社会事業授産施設			都市部	2,580,000
			標準	2,460,000
		初度設備加算		87,000
日常生活支援住居施設			都市部	2,050,000
			標準	1,950,000
		初度設備加算		87,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

４　個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現　　行

別表２－１

令和2年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施設の種類				
救護施設	本体		都市部	5,860,000
			標準	5,580,000
		初度設備加算		86,000
	個室整備加算		都市部	410,000
			標準	390,000
更生施設	本体		都市部	5,860,000
			標準	5,580,000
		初度設備加算		86,000
	個室整備加算		都市部	410,000
			標準	390,000
授産施設			都市部	2,540,000
			標準	2,420,000
		初度設備加算		86,000
宿所提供施設			都市部	2,010,000
			標準	1,920,000
		初度設備加算		86,000
社会事業授産施設			都市部	2,540,000
			標準	2,420,000
		初度設備加算		86,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

４　個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改　　正　　後

別表２－２

（耐震化等整備）を行う場合

令和3年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		
救護施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
更生施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現　　行

別表２－２

令和2年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		
救護施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
更生施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改　　正　　後

別表２－３

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合）

令和3年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
救護施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
更生施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
授産施設	都市部	3,490,000
	標準	3,330,000
宿所提供施設	都市部	2,780,000
	標準	2,650,000
社会事業授産施設	都市部	3,490,000
	標準	3,330,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現　　行

別表２－３

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合）

令和2年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
救護施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
更生施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
授産施設	都市部	3,430,000
	標準	3,270,000
宿所提供施設	都市部	2,730,000
	標準	2,610,000
社会事業授産施設	都市部	3,430,000
	標準	3,270,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改　　正　　後

別表２－４

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和3年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類				
救護施設	本体		都市部	6,620,000
			標準	6,310,000
		初度設備加算		97,000
	個室整備加算		都市部	463,000
			標準	441,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の２分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３　木造施設の改築として行う場合に限る。

４　個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現　　行

別表２－４

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和2年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類				
救護施設	本体		都市部	6,510,000
			標準	6,200,000
		初度設備加算		95,000
	個室整備加算		都市部	455,000
			標準	434,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の２分の１以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

３　木造施設の改築として行う場合に限る。

４　個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改　　正　　後

別表２－５

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和3年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		
救護施設	都市部	9,060,000
	標準	8,640,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
２　木造施設の改築として行う場合に限る。

現　　行

別表２－５

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和2年度定員１人当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

施　設　の　種　類		
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,490,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成１７年１０月５日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
２　木造施設の改築として行う場合に限る。

改　正　後

別表３－１

令和3年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	54,900,000
			標準	52,400,000
		21人　～ 40人	都市部	110,700,000
			標準	105,500,000
		41人　～ 60人	都市部	184,900,000
			標準	176,100,000
		61人　～ 80人	都市部	259,600,000
			標準	247,300,000
		81人　～100人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		101人　～120人	都市部	408,600,000
			標準	389,100,000
		121人以上	都市部	483,600,000
			標準	460,600,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	44,400,000
			標準	42,300,000
		21人　～ 40人	都市部	89,400,000
			標準	85,200,000
		41人　～ 60人	都市部	149,400,000
			標準	142,300,000
		61人　～ 80人	都市部	210,500,000
			標準	200,500,000
		81人　～100人	都市部	270,300,000
			標準	257,500,000
		101人　～120人	都市部	331,500,000
			標準	315,700,000
		121人以上	都市部	391,500,000
			標準	372,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
	短期入所整備加算		都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,400,000
			標準	12,800,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,600,000
			標準	9,150,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,360,000
			標準	6,060,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,900,000
			標準	35,100,000

現　行

別表３－１

令和2年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	54,000,000
			標準	51,500,000
		21人　～ 40人	都市部	108,900,000
			標準	103,700,000
		41人　～ 60人	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		61人　～ 80人	都市部	255,100,000
			標準	243,000,000
		81人　～100人	都市部	328,700,000
			標準	313,100,000
		101人　～120人	都市部	401,400,000
			標準	382,300,000
		121人以上	都市部	475,100,000
			標準	452,500,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	43,600,000
			標準	41,600,000
		21人　～ 40人	都市部	87,800,000
			標準	83,700,000
		41人　～ 60人	都市部	146,800,000
			標準	139,800,000
		61人　～ 80人	都市部	206,800,000
			標準	197,000,000
		81人　～100人	都市部	265,600,000
			標準	253,000,000
		101人　～120人	都市部	325,600,000
			標準	310,200,000
		121人以上	都市部	384,700,000
			標準	366,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	41,700,000
			標準	39,700,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	137,100,000
			標準	130,600,000
	短期入所整備加算		都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000
			標準	5,950,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000
			標準	34,500,000

改　正　後

療養介護	本体	利用定員　20人	都市部	99,900,000
			標準	95,200,000
		21人　～ 40人	都市部	200,700,000
			標準	191,200,000
		41人　～ 60人	都市部	334,500,000
			標準	318,600,000
		61人　～ 80人	都市部	470,900,000
			標準	448,500,000
		81人　～100人	都市部	605,800,000
			標準	577,000,000
		101人　～120人	都市部	740,700,000
			標準	705,400,000
		121人以上	都市部	875,700,000
			標準	834,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
	短期入所整備加算		都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,400,000
			標準	12,800,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,600,000
			標準	9,150,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,360,000
			標準	6,060,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,900,000
			標準	35,100,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	26,100,000
			標準	24,900,000
		短期入所整備加算	都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,070,000
			標準	1,980,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,600,000
			標準	9,150,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,360,000
			標準	6,060,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,900,000
			標準	35,100,000

現　行

療養介護	本体	利用定員　20人	都市部	98,200,000
			標準	93,600,000
		21人　～ 40人	都市部	197,200,000
			標準	187,800,000
		41人　～ 60人	都市部	328,600,000
			標準	313,000,000
		61人　～ 80人	都市部	462,600,000
			標準	440,600,000
		81人　～100人	都市部	595,100,000
			標準	566,800,000
		101人　～120人	都市部	727,600,000
			標準	693,000,000
		121人以上	都市部	860,200,000
			標準	819,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	41,700,000
			標準	39,700,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	137,100,000
			標準	130,600,000
	短期入所整備加算		都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000
			標準	5,950,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000
			標準	34,500,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	25,800,000
			標準	24,600,000
		短期入所整備加算	都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,040,000
			標準	1,950,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000
			標準	5,950,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000
			標準	34,500,000

改　正　後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	99,900,000
			標準	95,200,000
		21人　～ 40人	都市部	200,700,000
			標準	191,200,000
		41人　～ 60人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		61人　～ 80人	都市部	470,900,000
			標準	448,500,000
		81人　～100人	都市部	605,900,000
			標準	577,100,000
		101人　～120人	都市部	740,700,000
			標準	705,500,000
		121人以上	都市部	875,700,000
			標準	834,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
	短期入所整備加算		都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,400,000
			標準	12,800,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,600,000
			標準	9,150,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,360,000
			標準	6,060,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	20,500,000
			標準	19,500,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,900,000
			標準	35,100,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　20人 以下	都市部	54,900,000
			標準	52,400,000
		21人　～ 40人	都市部	110,700,000
			標準	105,500,000
		41人　～ 60人	都市部	184,900,000
			標準	176,100,000
		61人　～ 80人	都市部	259,600,000
			標準	247,300,000
		81人　～100人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		101人　～120人	都市部	408,600,000
			標準	389,100,000
		121人以上	都市部	483,600,000
			標準	460,600,000

現　行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	98,200,000
			標準	93,600,000
		21人　～ 40人	都市部	197,200,000
			標準	187,800,000
		41人　～ 60人	都市部	328,700,000
			標準	313,100,000
		61人　～ 80人	都市部	462,600,000
			標準	440,600,000
		81人　～100人	都市部	595,200,000
			標準	566,900,000
		101人　～120人	都市部	727,700,000
			標準	693,000,000
		121人以上	都市部	860,200,000
			標準	819,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	41,700,000
			標準	39,700,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	137,100,000
			標準	130,600,000
	短期入所整備加算		都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,071,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,242,000
			標準	5,955,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	20,100,000
			標準	19,200,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,285,000
			標準	34,542,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　20人 以下	都市部	54,000,000
			標準	51,500,000
		21人　～ 40人	都市部	108,900,000
			標準	103,700,000
		41人　～ 60人	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		61人　～ 80人	都市部	255,100,000
			標準	243,000,000
		81人　～100人	都市部	328,700,000
			標準	313,100,000
		101人　～120人	都市部	401,400,000
			標準	382,300,000
		121人以上	都市部	475,100,000
			標準	452,500,000

改　正　後

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
		標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000
		標準	132,900,000
	短期入所整備加算	都市部	11,500,000
		標準	11,000,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000
		標準	12,800,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000
		標準	9,150,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000
		標準	6,060,000
	避難スペース整備加算	都市部	36,900,000
		標準	35,100,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	27,600,000
		標準	26,300,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合）		都市部	14,000,000
		標準	13,400,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	9,600,000
		標準	9,150,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	6,360,000
		標準	6,060,000
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	36,900,000
		標準	35,100,000
補装具製作施設		都市部	14,000,000
		標準	13,400,000
盲導犬訓練施設		都市部	173,000,000
		標準	164,800,000
点字図書館		都市部	47,500,000
		標準	45,300,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	64,100,000
		標準	61,100,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現　行

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	41,700,000
		標準	39,700,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	137,100,000
		標準	130,600,000
	短期入所整備加算	都市部	11,400,000
		標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,200,000
		標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,450,000
		標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,240,000
		標準	5,950,000
	避難スペース整備加算	都市部	36,300,000
		標準	34,500,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	27,100,000
		標準	25,800,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合）		都市部	13,800,000
		標準	13,200,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	9,450,000
		標準	9,000,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	6,240,000
		標準	5,950,000
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	36,300,000
		標準	34,500,000
補装具製作施設		都市部	13,800,000
		標準	13,200,000
盲導犬訓練施設		都市部	170,100,000
		標準	162,000,000
点字図書館		都市部	46,700,000
		標準	44,500,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	63,000,000
		標準	60,000,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改　正　後

別表３－２

（耐震化等整備を行う場合）

令和3年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	147,100,000
			標準	140,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	245,200,000
			標準	233,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	344,500,000
			標準	328,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	444,000,000
			標準	422,900,000
		101人 ～ 120人	都市部	542,300,000
			標準	516,500,000
		121人 ～	都市部	641,400,000
			標準	610,900,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	118,700,000
			標準	113,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	198,300,000
			標準	188,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	279,100,000
			標準	265,800,000
		81人 ～ 100人	都市部	358,700,000
			標準	341,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	439,800,000
			標準	418,800,000
		121人 ～	都市部	519,200,000
			標準	494,500,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,200,000
			標準	53,600,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,600,000
			標準	16,800,000

現　行

別表３－２

（耐震化等整備を行う場合）

令和2年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	144,600,000
			標準	137,700,000
		41人 ～ 60人	都市部	240,900,000
			標準	229,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	338,500,000
			標準	322,400,000
		81人 ～ 100人	都市部	436,200,000
			標準	415,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	532,500,000
			標準	507,400,000
		121人 ～	都市部	630,100,000
			標準	600,100,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	116,600,000
			標準	111,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	194,900,000
			標準	185,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	274,300,000
			標準	261,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	352,300,000
			標準	335,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	432,000,000
			標準	411,500,000
		121人 ～	都市部	510,000,000
			標準	485,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	55,400,000
			標準	52,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,400,000
			標準	16,500,000

改　正　後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	266,500,000
			標準	253,800,000
		41人 ～ 60人	都市部	444,000,000
			標準	422,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	624,500,000
			標準	594,800,000
		81人 ～ 100人	都市部	803,400,000
			標準	765,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	982,600,000
			標準	935,900,000
		121人 ～	都市部	1,161,300,000
			標準	1,106,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,200,000
			標準	53,600,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,600,000
			標準	16,800,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
5　障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

現　行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	261,900,000
			標準	249,400,000
		41人 ～ 60人	都市部	436,200,000
			標準	415,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	613,500,000
			標準	584,300,000
		81人 ～ 100人	都市部	789,100,000
			標準	751,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	965,100,000
			標準	919,400,000
		121人 ～	都市部	1,141,000,000
			標準	1,086,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	55,400,000
			標準	52,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,400,000
			標準	16,500,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
5　障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改　正　後

別表３－３

（南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合）

令和3年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	147,100,000
			標準	140,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	245,100,000
			標準	233,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	344,500,000
			標準	328,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	443,800,000
			標準	422,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	542,200,000
			標準	516,400,000
		121人 ～	都市部	641,400,000
			標準	610,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	118,600,000
			標準	113,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	198,200,000
			標準	188,800,000
		61人 ～ 80人	都市部	279,000,000
			標準	265,800,000
		81人 ～ 100人	都市部	358,700,000
			標準	341,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	439,500,000
			標準	418,600,000
		121人 ～	都市部	519,000,000
			標準	494,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,100,000
			標準	53,500,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,600,000
			標準	16,800,000

現　行

別表３－３

（南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合）

令和2年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	144,600,000
			標準	137,700,000
		41人 ～ 60人	都市部	240,900,000
			標準	229,400,000
		61人 ～ 80人	都市部	338,400,000
			標準	322,400,000
		81人 ～ 100人	都市部	436,100,000
			標準	415,300,000
		101人 ～ 120人	都市部	532,500,000
			標準	507,300,000
		121人 ～	都市部	630,000,000
			標準	600,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	116,500,000
			標準	111,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	194,800,000
			標準	185,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	274,200,000
			標準	261,100,000
		81人 ～ 100人	都市部	352,200,000
			標準	335,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	432,000,000
			標準	411,300,000
		121人 ～	都市部	509,900,000
			標準	485,700,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	55,300,000
			標準	52,600,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,400,000
			標準	16,500,000

改　正　後

療養介護	本体	利用定員　40人以下	都市部	266,900,000
			標準	254,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	625,700,000
			標準	595,900,000
		81人 ～100人	都市部	805,200,000
			標準	766,900,000
		101人 ～120人	都市部	984,900,000
			標準	938,100,000
		121人以上	都市部	1,164,300,000
			標準	1,108,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,100,000
			標準	53,400,000
	短期入所整備加算		都市部	15,300,000
			標準	14,700,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,600,000
			標準	16,800,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	35,000,000
			標準	33,300,000
	短期入所整備加算		都市部	15,300,000
			標準	14,700,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	266,400,000
			標準	253,800,000
		41人 ～ 60人	都市部	443,800,000
			標準	422,700,000
		61人 ～ 80人	都市部	624,400,000
			標準	594,700,000
		81人 ～ 100人	都市部	803,400,000
			標準	765,100,000
		101人 ～ 120人	都市部	982,500,000
			標準	935,700,000
		121人 ～	都市部	1,161,300,000
			標準	1,106,000,000

現　行

療養介護	本体	利用定員　40人以下	都市部	262,200,000
			標準	249,800,000
		41人 ～ 60人	都市部	437,400,000
			標準	416,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	614,600,000
			標準	585,400,000
		81人 ～100人	都市部	791,000,000
			標準	753,400,000
		101人 ～120人	都市部	967,400,000
			標準	921,500,000
		121人以上	都市部	1,143,900,000
			標準	1,089,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	55,300,000
			標準	52,500,000
	短期入所整備加算		都市部	15,200,000
			標準	14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,400,000
			標準	16,500,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	34,200,000
			標準	32,800,000
	短期入所整備加算		都市部	15,200,000
			標準	14,400,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	261,900,000
			標準	249,300,000
		41人 ～ 60人	都市部	436,100,000
			標準	415,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	613,400,000
			標準	584,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	789,100,000
			標準	751,600,000
		101人 ～ 120人	都市部	965,000,000
			標準	919,200,000
		121人 ～	都市部	1,141,000,000
			標準	1,086,500,000

改　正　後

	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,100,000
			標準	53,500,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,600,000
			標準	16,800,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　40人以下	都市部	147,500,000
			標準	140,500,000
		41人　～ 60人	都市部	245,700,000
			標準	234,000,000
		61人　～ 80人	都市部	345,300,000
			標準	328,900,000
		81人　～100人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		101人　～120人	都市部	543,600,000
			標準	517,700,000
		121人以上	都市部	643,200,000
			標準	612,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	56,100,000
			標準	53,400,000
	短期入所整備加算		都市部	15,300,000
			標準	14,700,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,600,000
			標準	16,800,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現　行

	就労・訓練事業等整備加算		都市部	55,300,000
			標準	52,600,000
	短期入所整備加算		都市部	12,700,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,400,000
			標準	16,500,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　40人以下	都市部	144,700,000
			標準	138,000,000
		41人　～ 60人	都市部	241,500,000
			標準	229,900,000
		61人　～ 80人	都市部	339,200,000
			標準	323,100,000
		81人　～100人	都市部	437,400,000
			標準	416,500,000
		101人　～120人	都市部	533,900,000
			標準	508,500,000
		121人以上	都市部	631,800,000
			標準	601,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	55,300,000
			標準	52,500,000
	短期入所整備加算		都市部	15,200,000
			標準	14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,400,000
			標準	16,500,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改　正　後

別表３－４

（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

令和3年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	61,000,000
			標準	58,200,000
		21人　～ 40人	都市部	123,000,000
			標準	117,200,000
		41人　～ 60人	都市部	205,500,000
			標準	195,700,000
		61人　～ 80人	都市部	288,500,000
			標準	274,800,000
		81人　～100人	都市部	371,800,000
			標準	354,100,000
		101人　～120人	都市部	454,000,000
			標準	432,400,000
		121人以上	都市部	537,400,000
			標準	511,800,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	49,300,000
			標準	47,000,000
		21人　～ 40人	都市部	99,300,000
			標準	94,600,000
		41人　～ 60人	都市部	166,000,000
			標準	158,100,000
		61人　～ 80人	都市部	233,900,000
			標準	222,800,000
		81人　～100人	都市部	300,400,000
			標準	286,100,000
		101人　～120人	都市部	368,300,000
			標準	350,800,000
		121人以上	都市部	435,000,000
			標準	414,400,000

現　行

別表３－４

（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

令和2年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	60,000,000
			標準	57,200,000
		21人　～ 40人	都市部	121,000,000
			標準	115,200,000
		41人　～ 60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人　～ 80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人　～100人	都市部	365,200,000
			標準	347,900,000
		101人　～120人	都市部	446,000,000
			標準	424,800,000
		121人以上	都市部	527,900,000
			標準	502,800,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	48,500,000
			標準	46,200,000
		21人　～ 40人	都市部	97,500,000
			標準	93,000,000
		41人　～ 60人	都市部	163,100,000
			標準	155,400,000
		61人　～ 80人	都市部	229,800,000
			標準	218,900,000
		81人　～100人	都市部	295,100,000
			標準	281,100,000
		101人　～120人	都市部	361,800,000
			標準	344,600,000
		121人以上	都市部	427,500,000
			標準	407,100,000

改　正　後

	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,000,000
			標準	44,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	155,000,000
			標準	147,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,800,000
			標準	12,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,900,000
			標準	14,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,600,000
			標準	10,100,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,000,000
			標準	6,700,000
	避難スペース整備加算		都市部	41,000,000
			標準	39,000,000
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員　20人 以下	都市部	111,000,000
			標準	105,800,000
		21人　～ 40人	都市部	223,000,000
			標準	212,500,000
		41人　～ 60人	都市部	371,800,000
			標準	354,100,000
		61人　～ 80人	都市部	523,200,000
			標準	498,300,000
		81人　～100人	都市部	673,200,000
			標準	641,200,000
		101人　～120人	都市部	823,000,000
			標準	783,900,000
		121人以上	都市部	973,000,000
			標準	926,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,000,000
			標準	44,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	155,000,000
			標準	147,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,800,000
			標準	12,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,900,000
			標準	14,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,600,000
			標準	10,100,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,000,000
			標準	6,700,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	22,800,000
			標準	21,700,000
	避難スペース整備加算		都市部	41,000,000
			標準	39,000,000

現　行

	就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,300,000
			標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	152,400,000
			標準	145,100,000
	短期入所整備加算		都市部	12,600,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000
			標準	14,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,500,000
			標準	10,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,900,000
			標準	6,600,000
	避難スペース整備加算		都市部	40,300,000
			標準	38,400,000
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員　20人 以下	都市部	109,100,000
			標準	104,000,000
		21人　～ 40人	都市部	219,100,000
			標準	208,700,000
		41人　～ 60人	都市部	365,200,000
			標準	347,900,000
		61人　～ 80人	都市部	514,000,000
			標準	489,500,000
		81人　～100人	都市部	661,300,000
			標準	629,900,000
		101人　～120人	都市部	808,500,000
			標準	770,000,000
		121人以上	都市部	955,800,000
			標準	910,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,300,000
			標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	152,400,000
			標準	145,100,000
	短期入所整備加算		都市部	12,600,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000
			標準	14,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,500,000
			標準	10,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,900,000
			標準	6,600,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	22,400,000
			標準	21,400,000
	避難スペース整備加算		都市部	40,300,000
			標準	38,400,000

改　正　後

障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員　20人 以下	都市部	119,900,000
			標準	114,300,000
		21人　～ 40人	都市部	240,900,000
			標準	229,500,000
		41人　～ 60人	都市部	401,500,000
			標準	382,500,000
		61人　～ 80人	都市部	565,100,000
			標準	538,200,000
		81人　～100人	都市部	727,100,000
			標準	692,500,000
		101人　～120人	都市部	888,900,000
			標準	846,600,000
		121人以上	都市部	1,050,800,000
			標準	1,000,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	50,800,000
			標準	48,500,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	167,400,000
			標準	159,500,000
	短期入所整備加算		都市部	13,800,000
			標準	13,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	11,500,000
			標準	10,900,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,600,000
			標準	7,200,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	24,600,000
			標準	23,400,000
	避難スペース整備加算		都市部	44,200,000
			標準	42,200,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	30,600,000
			標準	29,200,000
補装具製作施設			都市部	15,500,000
			標準	14,900,000
点字図書館			都市部	52,800,000
			標準	50,300,000

現　行

障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員　20人 以下	都市部	117,900,000
			標準	112,300,000
		21人　～ 40人	都市部	236,700,000
			標準	225,400,000
		41人　～ 60人	都市部	394,400,000
			標準	375,700,000
		61人　～ 80人	都市部	555,100,000
			標準	528,700,000
		81人　～100人	都市部	714,200,000
			標準	680,300,000
		101人　～120人	都市部	873,200,000
			標準	831,600,000
		121人以上	都市部	1,032,300,000
			標準	983,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	50,000,000
			標準	47,700,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	164,600,000
			標準	156,700,000
	短期入所整備加算		都市部	13,600,000
			標準	13,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	11,300,000
			標準	10,800,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,400,000
			標準	7,100,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	24,200,000
			標準	23,100,000
	避難スペース整備加算		都市部	43,500,000
			標準	41,400,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	30,100,000
			標準	28,700,000
補装具製作施設			都市部	15,300,000
			標準	14,600,000
点字図書館			都市部	51,900,000
			標準	49,500,000

改　　正　　後	現　　行
聴覚障害者情報提供施設　都市部 71,200,000 標準 67,900,000	聴覚障害者情報提供施設　都市部 70,000,000 標準 66,700,000
（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。） 4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。	（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は 「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。） 4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改　正　後

別表３－５

（沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合）

令和3年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	163,500,000
			標準	155,700,000
		41人 ～ 60人	都市部	272,500,000
			標準	259,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	382,800,000
			標準	364,600,000
		81人 ～ 100人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		101人 ～ 120人	都市部	602,500,000
			標準	573,900,000
		121人 ～	都市部	712,700,000
			標準	678,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	131,900,000
			標準	125,600,000
		41人 ～ 60人	都市部	220,300,000
			標準	209,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	310,100,000
			標準	295,400,000
		81人 ～ 100人	都市部	398,500,000
			標準	379,600,000
		101人 ～ 120人	都市部	488,600,000
			標準	465,400,000
		121人 ～	都市部	576,900,000
			標準	549,500,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,500,000
			標準	18,600,000

現　行

別表３－５

（沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合）

令和2年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	160,600,000
			標準	153,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	267,700,000
			標準	255,000,000
		61人 ～ 80人	都市部	376,100,000
			標準	358,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	484,600,000
			標準	461,600,000
		101人 ～ 120人	都市部	591,700,000
			標準	563,800,000
		121人 ～	都市部	700,100,000
			標準	666,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	129,500,000
			標準	123,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	216,500,000
			標準	206,200,000
		61人 ～ 80人	都市部	304,800,000
			標準	290,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	391,500,000
			標準	373,000,000
		101人 ～ 120人	都市部	480,000,000
			標準	457,200,000
		121人 ～	都市部	566,700,000
			標準	539,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	61,500,000
			標準	58,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,400,000
			標準	18,400,000

改　　正　　後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	296,100,000
			標準	282,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	693,900,000
			標準	660,900,000
		81人 ～ 100人	都市部	892,700,000
			標準	850,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	1,091,800,000
			標準	1,039,900,000
		121人 ～	都市部	1,290,400,000
			標準	1,229,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,500,000
			標準	18,600,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

現　　行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	291,000,000
			標準	277,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	484,600,000
			標準	461,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	681,600,000
			標準	649,200,000
		81人 ～ 100人	都市部	876,800,000
			標準	835,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	1,072,300,000
			標準	1,021,500,000
		121人 ～	都市部	1,267,800,000
			標準	1,207,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	61,500,000
			標準	58,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,400,000
			標準	18,400,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改　正　後

別表３－６

（公害防止対策事業として行う場合）

令和3年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	106,600,000
			標準	101,600,000
		21人　～ 40人	都市部	214,100,000
			標準	204,000,000
		41人　～ 60人	都市部	356,900,000
			標準	340,000,000
		61人　～ 80人	都市部	502,300,000
			標準	478,400,000
		81人　～100人	都市部	646,300,000
			標準	615,600,000
		101人　～120人	都市部	790,100,000
			標準	752,500,000
		121人　以上	都市部	934,000,000
			標準	889,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	45,200,000
			標準	43,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	148,800,000
			標準	141,800,000
	短期入所整備加算		都市部	12,300,000
			標準	11,700,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,300,000
			標準	13,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,200,000
			標準	9,700,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,700,000
			標準	6,400,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	21,900,000
			標準	20,800,000
	避難スペース整備加算		都市部	39,300,000
			標準	37,500,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員　20人 以下	都市部	58,600,000
			標準	55,900,000
		21人　～ 40人	都市部	118,100,000
			標準	112,500,000
		41人　～ 60人	都市部	197,200,000
			標準	187,900,000
		61人　～ 80人	都市部	276,900,000
			標準	263,800,000
		81人　～100人	都市部	356,900,000
			標準	340,000,000

現　行

別表３－６

（公害防止対策事業として行う場合）

令和2年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	104,800,000
			標準	99,800,000
		21人　～ 40人	都市部	210,400,000
			標準	200,400,000
		41人　～ 60人	都市部	350,600,000
			標準	334,000,000
		61人　～ 80人	都市部	493,400,000
			標準	470,000,000
		81人　～100人	都市部	634,800,000
			標準	604,700,000
		101人　～120人	都市部	776,200,000
			標準	739,200,000
		121人　以上	都市部	917,600,000
			標準	873,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	44,400,000
			標準	42,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	146,300,000
			標準	139,300,000
	短期入所整備加算		都市部	12,100,000
			標準	11,600,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,000,000
			標準	13,400,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,000,000
			標準	9,600,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,600,000
			標準	6,300,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	21,500,000
			標準	20,500,000
	避難スペース整備加算		都市部	38,700,000
			標準	36,800,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員　20人 以下	都市部	57,600,000
			標準	54,900,000
		21人　～ 40人	都市部	116,100,000
			標準	110,600,000
		41人　～ 60人	都市部	193,800,000
			標準	184,600,000
		61人　～ 80人	都市部	272,100,000
			標準	259,200,000
		81人　～100人	都市部	350,600,000
			標準	334,000,000

改　正　後

		101人 ～120人	都市部	435,800,000
			標準	415,100,000
		121人 以上	都市部	515,900,000
			標準	491,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	45,200,000
			標準	43,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	148,800,000
			標準	141,800,000
	短期入所整備加算		都市部	12,300,000
			標準	11,700,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,300,000
			標準	13,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,200,000
			標準	9,700,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,700,000
			標準	6,400,000
	避難スペース整備加算		都市部	39,300,000
			標準	37,500,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現　行

		101人 ～120人	都市部	428,100,000
			標準	407,800,000
		121人 以上	都市部	506,800,000
			標準	482,700,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	44,400,000
			標準	42,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	146,300,000
			標準	139,300,000
	短期入所整備加算		都市部	12,100,000
			標準	11,600,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,000,000
			標準	13,400,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,000,000
			標準	9,600,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,600,000
			標準	6,300,000
	避難スペース整備加算		都市部	38,700,000
			標準	36,800,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改　　正　　後

別表３－７

（公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合）

令和3年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	284,300,000
			標準	270,800,000
		41人　～ 60人	都市部	473,600,000
			標準	451,100,000
		61人　～ 80人	都市部	666,100,000
			標準	634,400,000
		81人　～100人	都市部	857,000,000
			標準	816,200,000
		101人　～120人	都市部	1,048,100,000
			標準	998,300,000
		121人　以上	都市部	1,238,800,000
			標準	1,179,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	60,000,000
			標準	57,200,000
	短期入所整備加算		都市部	13,600,000
			標準	12,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	18,800,000
			標準	17,900,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

４　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現　　行

別表３－７

（公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合）

令和2年度１事業（１施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	279,300,000
			標準	266,000,000
		41人　～ 60人	都市部	465,200,000
			標準	443,200,000
		61人　～ 80人	都市部	654,400,000
			標準	623,200,000
		81人　～100人	都市部	841,700,000
			標準	801,800,000
		101人　～120人	都市部	1,029,400,000
			標準	980,700,000
		121人　以上	都市部	1,217,100,000
			標準	1,159,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	59,100,000
			標準	56,200,000
	短期入所整備加算		都市部	13,600,000
			標準	12,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	18,600,000
			標準	17,600,000

（注）１　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

４　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改　正　後

別表３－８

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和3年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	61,000,000
			標準	58,200,000
		21人　～ 40人	都市部	123,000,000
			標準	117,200,000
		41人　～ 60人	都市部	205,500,000
			標準	195,700,000
		61人　～ 80人	都市部	288,500,000
			標準	274,800,000
		81人　～100人	都市部	371,800,000
			標準	354,100,000
		101人　～ 120人	都市部	454,000,000
			標準	432,400,000
		121人　以上	都市部	537,400,000
			標準	511,800,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	49,300,000
			標準	47,000,000
		21人　～ 40人	都市部	99,300,000
			標準	94,600,000
		41人　～ 60人	都市部	166,000,000
			標準	158,100,000
		61人　～ 80人	都市部	233,900,000
			標準	222,800,000
		81人　～100人	都市部	300,400,000
			標準	286,100,000
		101人　～ 120人	都市部	368,300,000
			標準	350,800,000
		121人　以上	都市部	435,000,000
			標準	414,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,000,000
			標準	44,900,000

現　行

別表３－８

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和2年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員　20人 以下	都市部	60,000,000
			標準	57,200,000
		21人　～ 40人	都市部	121,000,000
			標準	115,200,000
		41人　～ 60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人　～ 80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人　～100人	都市部	365,200,000
			標準	347,900,000
		101人　～ 120人	都市部	446,000,000
			標準	424,800,000
		121人　以上	都市部	527,900,000
			標準	502,800,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	都市部	48,500,000
			標準	46,200,000
		21人　～ 40人	都市部	97,500,000
			標準	93,000,000
		41人　～ 60人	都市部	163,100,000
			標準	155,400,000
		61人　～ 80人	都市部	229,800,000
			標準	218,900,000
		81人　～100人	都市部	295,100,000
			標準	281,100,000
		101人　～ 120人	都市部	361,800,000
			標準	344,600,000
		121人　以上	都市部	427,500,000
			標準	407,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,300,000
			標準	44,100,000

改　正　後

	大規模生産設備等整備加算		都市部	155,000,000
			標準	147,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,800,000
			標準	12,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,900,000
			標準	14,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,600,000
			標準	10,100,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,000,000
			標準	6,700,000
	避難スペース整備加算		都市部	41,000,000
			標準	39,000,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	111,000,000
			標準	105,800,000
		21人　～ 40人	都市部	223,000,000
			標準	212,500,000
		41人　～ 60人	都市部	371,800,000
			標準	354,100,000
		61人　～ 80人	都市部	523,200,000
			標準	498,300,000
		81人　～100人	都市部	673,200,000
			標準	641,200,000
		101人　～ 120人	都市部	823,000,000
			標準	783,900,000
		121人　以上	都市部	973,000,000
			標準	926,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,000,000
			標準	44,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	155,000,000
			標準	147,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,800,000
			標準	12,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,900,000
			標準	14,200,000

現　行

	大規模生産設備等整備加算		都市部	152,400,000
			標準	145,100,000
	短期入所整備加算		都市部	12,600,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000
			標準	14,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,500,000
			標準	10,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,900,000
			標準	6,600,000
	避難スペース整備加算		都市部	40,300,000
			標準	38,400,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	109,100,000
			標準	104,000,000
		21人　～ 40人	都市部	219,100,000
			標準	208,700,000
		41人　～ 60人	都市部	365,200,000
			標準	347,900,000
		61人　～ 80人	都市部	514,000,000
			標準	489,500,000
		81人　～100人	都市部	661,300,000
			標準	629,900,000
		101人　～ 120人	都市部	808,500,000
			標準	770,000,000
		121人　以上	都市部	955,800,000
			標準	910,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,300,000
			標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	152,400,000
			標準	145,100,000
	短期入所整備加算		都市部	12,600,000
			標準	12,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000
			標準	14,000,000

改　　正　　後

	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,600,000
		標準	10,100,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,000,000
		標準	6,700,000
	小規模グループケア整備加算	都市部	22,800,000
		標準	21,700,000
	避難スペース整備加算	都市部	41,000,000
		標準	39,000,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　木造施設の改築として行う場合に限る。

現　　行

	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,500,000
		標準	10,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,900,000
		標準	6,600,000
	小規模グループケア整備加算	都市部	22,400,000
		標準	21,400,000
	避難スペース整備加算	都市部	40,300,000
		標準	38,400,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　木造施設の改築として行う場合に限る。

改　　正　　後

別表３－９

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和3年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	163,500,000
			標準	155,700,000
		41人 ～ 60人	都市部	272,500,000
			標準	259,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	382,800,000
			標準	364,600,000
		81人 ～100人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		101人 ～ 120人	都市部	602,500,000
			標準	573,900,000
		121人 以上	都市部	712,700,000
			標準	678,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	131,900,000
			標準	125,600,000
		41人 ～ 60人	都市部	220,300,000
			標準	209,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	310,100,000
			標準	295,400,000
		81人 ～100人	都市部	398,500,000
			標準	379,600,000
		101人 ～ 120人	都市部	488,600,000
			標準	465,400,000
		121人 以上	都市部	576,900,000
			標準	549,500,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,500,000
			標準	18,600,000

現　　行

別表３－９

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和2年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員　40人 以下	都市部	160,600,000
			標準	153,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	267,700,000
			標準	255,000,000
		61人 ～ 80人	都市部	376,100,000
			標準	358,200,000
		81人 ～100人	都市部	484,600,000
			標準	461,600,000
		101人 ～ 120人	都市部	591,700,000
			標準	563,800,000
		121人 以上	都市部	700,100,000
			標準	666,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	都市部	129,500,000
			標準	123,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	216,500,000
			標準	206,200,000
		61人 ～ 80人	都市部	304,800,000
			標準	290,200,000
		81人 ～100人	都市部	391,500,000
			標準	373,000,000
		101人 ～ 120人	都市部	480,000,000
			標準	457,200,000
		121人 以上	都市部	566,700,000
			標準	539,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	61,500,000
			標準	58,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,400,000
			標準	18,400,000

改　　正　　後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	296,100,000
			標準	282,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	693,900,000
			標準	660,900,000
		81人 ～100人	都市部	892,700,000
			標準	850,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	1,091,800,000
			標準	1,039,900,000
		121人 以上	都市部	1,290,400,000
			標準	1,229,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,500,000
			標準	18,600,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

現　　行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	291,000,000
			標準	277,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	484,600,000
			標準	461,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	681,600,000
			標準	649,200,000
		81人 ～100人	都市部	876,800,000
			標準	835,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	1,072,300,000
			標準	1,021,500,000
		121人 以上	都市部	1,267,800,000
			標準	1,207,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	61,500,000
			標準	58,500,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000
			標準	13,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,400,000
			標準	18,400,000

（注）1　上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2　特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3　本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5　木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改　　正　　後	現　　行
別表４　（略）	別表４　（略）
別紙1 番　　号 年　　月　　日 〇〇厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 （元号）　　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 １　申　請　額　別紙（１） ２　施設の種類等　別紙（１） ３　申請額内訳　別紙（２） ４　事業計画　別紙（３） （設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本） （添付書類） ・　都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本	別紙1 番　　号 年　　月　　日 〇〇厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長　印 中核市の長 （元号）　　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 １　申　請　額　別紙（１） ２　施設の種類等　別紙（１） ３　申請額内訳　別紙（２） ４　事業計画　別紙（３） （設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本） （添付書類） ・　都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

改　　正　　後	現　　行
別紙１　別紙（１）～（３）　（略）	別紙１　別紙（１）～（３）　（略）
別紙２ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について （元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。 １　精　算　額　別紙（１）のとおり ２　施設の種類等　別紙（１）のとおり ３　精算額内訳　別紙（２）のとおり ４　設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本　別紙（３）のとおり ５　都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本	別紙２ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長　印 中核市の長 交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について （元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。 １　精　算　額　別紙（１）のとおり ２　施設の種類等　別紙（１）のとおり ３　精算額内訳　別紙（２）のとおり ４　設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本　別紙（３）のとおり ５　都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

改　　正　　後	現　　行
別紙２　別紙（１）～（３）　（略） 別紙２　別紙①（略） 別紙３～５　（略） 別紙６ 番　　号 年　　月　　日 〇〇厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 （元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 の年度終了実績報告について 標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条後段の規定により別紙のとおり報告する。	別紙２　別紙（１）～（３）　（略） 別紙２　別紙①（略） 別紙３～５　（略） 別紙６ 番　　号 年　　月　　日 〇〇厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長　印 中核市の長 （元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 の年度終了実績報告について 標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条後段の規定により別紙のとおり報告する。

改　　正　　後	現　　行
別紙６　別紙（略）	別紙６　別紙（略）
別紙７ 番　　号 年　　月　　日 都道府県知事 指定都市の長　殿 中核市の長 補助事業者名 （元号）　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 （元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 １　施設の種類及び名称 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額） 金　　円 ４　添付書類 ３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）	別紙７ 番　　号 年　　月　　日 都道府県知事 指定都市の長　殿 中核市の長 補助事業者名　印 （元号）　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 （元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 １　施設の種類及び名称 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額） 金　　円 ４　添付書類 ３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

改　　正　　後	現　　行
別紙８ 番　　号 年　　月　　日 〇〇厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 （元号）　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 （元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 １　施設の種類及び名称 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金　　円 ４　添付書類 ３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）	別紙８ 番　　号 年　　月　　日 〇〇厚生（支）局長　　殿 都道府県知事 指定都市の長　印 中核市の長 （元号）　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 （元号）　年　月　日第　　号で交付決定を受けた（元号）　年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 １　施設の種類及び名称 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金　　円 ４　添付書類 ３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）